

令和4年

4月号

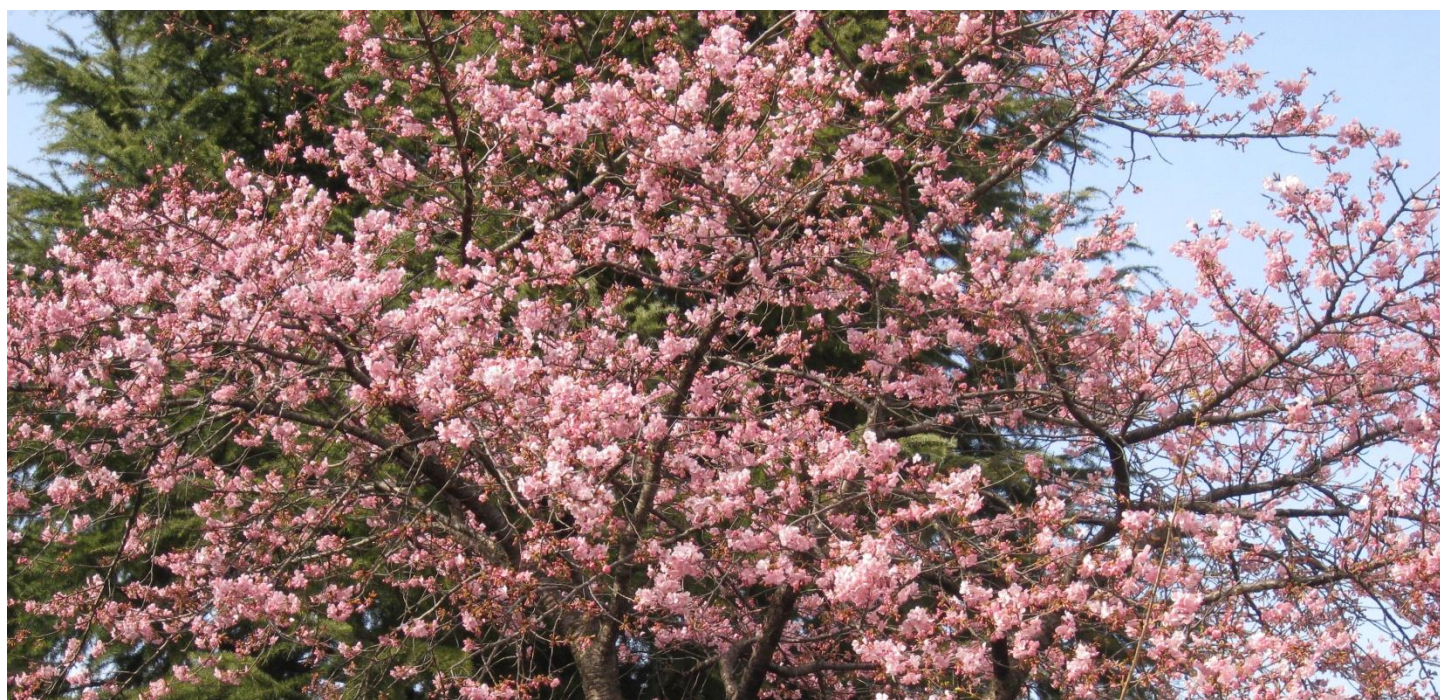
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



令和4年4月の税務と提出期限

- ① 4月11日・・・令和4年3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 5月2日・・・令和4年2月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 4月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の第1期の納付
- ④ 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
・・・固定資産税課税台帳の縦覧期間

今月の気になった記事

①**確定申告時のマイナンバー提出**・・・確定申告におけるマイナンバーの記載率は80%です、未だに未記載の確定申告書があるようです。税務署等では、社会保障・税番号<マイナンバー>制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、申告書等にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも受理することとしていますが、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出してください。

②**税務調査で帳簿提出できなければ**・・・個人事業者・企業が、税務調査で求められた帳簿を提出できない場合は、過少申告加算税や無申告加算税の額にペナルティーが加算されます。売上金額や収入金額の漏れ等では加算税の10%が加わる。この改正は2024年1月以降法定申告期限が到来する国税に適用されます。

贈与税「暦年課税」・「相続時精算課税」の違い

1、「暦年課税」と「相続税精算課税」の違い

	暦年課税 (1/1~12/31)	相続時精算課税
贈与者 (誰から)	個人 (生きている人)	個人 (父母・祖父母)
受贈者 (もらう人)	個人 (親類以外の他人も含む)	個人 (18歳以上の子・孫)
非課税枠	年間 110万円以内 (複数者の場合は合算する)	評価額 2500万円以内
非課税を超えた金額の税率	累進税率 10%~55%	一律 20%
贈与者が死亡した場合の相続税	死亡年 3年以内の贈与財産は 相続税に加算される	贈与財産は、全て相続税の対象と して再計算される。
申告者数 (2020年)	44万6千人	3万9千人

2、贈与税が見直しになる

検討されているのが、贈与税を相続時精算課税と一本化することと、「暦年課税」の改正だ。暦年課税は、現在相続の開始前3年以内の財産を相続税に取り込んでいるが、これを10年以内とし、贈与税の枠を110万円から60万円と縮小され、相続時精算課税制度の非課税枠を現在の2500万円から3000万円に増額する案が。

3. 贈与で非課税枠 (110万円以上) を超えたら申告

毎年1月1日~12月31日までの間にもらった財産の合計が110万円を超えるとき。

これは、1人分ではありませんもし両親など2人からの合計額が110万円を超えたら課税対象となります。

しかし生活費や教育費などの範囲であれば課税されません。申告は、翌年の2月1日から3月15日迄に。

4. 贈与税速算表

「一般贈与財産」

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

「特例贈与財産」

贈与により財産を取得した者 (贈与を受けた年の1月1日において18歳 (令和4年4月1日以降) 以上の者に限る) が、直系尊属 (父母や祖父母) から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算に使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	250万円	415万円	640万円

経費計上できる飲食費・できない飲食費

1. 飲食費といっても、内容・相手により区別が必要

- 1) 交際費・・・得意先との接待のために提供される飲食費
- 2) 会議費・・・社内の会議や打ち合わせ時に提供される飲食費
- 3) 福利厚生費・・・従業員の慰安・親睦のための社員旅行・忘年会での飲食費
- 4) 給料・賞与・・・特定の者に対する飲食費

2. 飲食費は、原則として経費にできない

原則、役員・従業員への飲食費は、現物給与となり給与課税されます。

3. 例外として、飲食費が経費とできるケース

例外として、仕事に関連する飲食費には、3つの特例があります。

- 1) 交際費のうち1人あたり5千円以下の飲食費は全額経費にできる
- 2) 交際費のうち1人あたり5千円を超える飲食費については、支出額の50%まで経費にできる
- 3) 飲食費に限らず、年間800万円までの交際費は経費にできる。(資本金1億円以下の法人)

4. 1人あたり5千円以下の交際費には、要件があります

この特例は、領収書や請求書、帳簿書類など所定の事項の記載がある場合に限って適用されます。

- 1) 飲食を行った年月日
- 2) 飲食に参加した人の名前や所属、関係、(得意先名、仕入先名 相手先会社名他)
- 3) 飲食に参加した人数
- 4) 飲食費の金額
- 5) 飲食店の名称・所在地



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 人材確保等支援助成金(テレワークコース)の費用が助成

テレワーク導入に取り組む中小企業向けの助成金の対象に、新たにウェブ会議ソフトやウイルス対策ソフトといった各種テレワーク用サービスの利用料についても助成を受けることができるようになった。上記助成金では就業規則の作成・変更や専門家によるコンサルティング・通信機器の導入・運用などテレワークの実施にかかる費用が最大100万円を受け取りことができる。

2) 社員研修の授業料は経費

社員研修の一環として大学や研究機関・ビジネススクールに社員を派遣する際、相手先に支払う授業料や受講料は、基本的には、「教育訓練費」として損金算入できる。ただし消費税の課税仕入れになるかは状況により様々だ。正規の大学の授業の聴講は、消費税法の「教育として行う役務の提供」とされ非課税。学校教育法で規定されているような外国語学校、ビジネススクールなどの研修も確認が必要です。

3) 相続財産に入る「借地権」

他人の土地を借りてその上に建物を建てると発生する権利を「土地を利用する権利＝借地権」と言います。亡くなった人が、地主から土地を借りて自分の家を建ててそこに住んでいた場合に、その借地権は、相続人が引き継ぎます。しかし、相続人以外がその権利を引き継ぐ場合には、借地承諾料、名義書換料が発生するので、注意が必要です。